「公共」の授業展開例

―家庭科との教科間連携と外部講師の活用を通して18歳成人を考える―

北海道高等学校遠隔授業配信センター　佐藤 豊記（さとう・とよき）

－使用教材－
『ライブ！2022　公共、現代社会を考える』

1 18歳成人スタートの元年に何ができるか？

2022年4月1日より、成人年齢が18歳に引き下げられた。社会では新聞やテレビなどのマスコミをはじめ、さまざまな媒体が18歳成人についての情報を流している。あふれる情報の中で、教育の現場ではどんな取り組みが必要だろうか。今回は、弁護士に協力してもらった私のささやかな取り組みを紹介させていただく。

2 北海道高等学校遠隔授業配信センターについて

まず、私が勤務している北海道高等学校遠隔授業配信センター（以下、配信センター。通称T-base）について少し説明したいと思う。配信センターは2021年に北海道教育委員会によって設置された新しい組織であり、北海道立の小規模高校（1学年1クラスの高校のうち、地域連携特例校※と離島にある道立の計29校）に国語、数学、英語、理科、地歴、公民、情報、芸術（音楽・書道）の授業をライブで配信し、国語、数学、英語については習熟度授業を原則として、一部では合同授業（複数校に同時配信）も実施している。北海道は全国でも人口減少の著しい地域であり、鉄道をはじめとする公共交通機関も縮小されつつあることから、近隣の進学校に通うために地元を離れる生徒たちも多く見られる。地域によっては1学年3クラス以下の小規模校が増加しており、そうした小規模校への地元からの入学者もますます減少する可能性がある。そのような現状から、小規模校の生徒の学びをサポートし、地元の学校に通いながらでも進学等の夢を実現できるように配信センターは設置されている。

なお、配信授業はすべてライブで行われ、オンデマンドでの配信ではない。配信ツールとしてはSONYの会議システムの「IPELA（イペラ）」または、北海道教育委員会では「Google Workspace」の活用が推奨されていることもあり、「Google Meet」を活用している。特に、「IPELA」は画像が鮮明であり、生徒側にあるカメラをこちらから自由に動かせる機能があるので、生徒の表情や手元を確認することもできる（写真1）。また、「Google Meet」ではクロマキー（バーチャル背景合成）を活用した説明を行っている先生もおり、対面とはまた異なった表現力に優れた授業を展開している。課題の配布や提出については、多くは「Google Classroom」を活用している。

3 家庭科との教科間連携の重要性

「公共」の中で重視される考え方の一つは「私ごと」である。公民科では、成人年齢の引き下げに関わる経緯や理念、制度などの客観的事象から「私ごと」としてどうとらえるかに移行するが、家庭科ではまずは「私ごと」から出発して、制度を理解してみずからの生活の中にどう影響するかを考えるイメージである。例えば18歳成人では「契約」の概念理解を公民科で学び、さらに家庭科で「身の回りの契約」を生徒自身が考えることにより、書面でなくても日常的に契約が繰り返されていることに気付くことができる。金融教育や消費者教育、環境教育などでも公民科と家庭科の連携は重要であるが、生徒の人生に直接影響を与える成人年齢の引き下げについてはなおさら、公民科と家庭科の連携が重要である。

4 公民科と家庭科の連携学習会の開催

18歳成人のスタートを1年後に控えた2021年の春、知人の弁護士を講師として、公民科と家庭科の先生方に呼びかけて連携学習会を開催し15名ほどの仲間が集まった。弁護士からは法律家の観点から18歳成人の制度的なしくみや、実際に18歳になった生徒たちにとってどのような問題が懸念されるのかを説明してもらい、質疑応答の後に意見交換会を行った。当日は、「公共」

※地域連携特例校とは、1学年1クラスの高校のうち、地理的状況等から再編が困難であり、かつ地元からの進学率が高い高校のこと。

写真１「IPELA」を使った授業配信の様子（筆者撮影）

の教科書と「家庭基礎」の教科書を複数持ち寄り、共通する事項についてどのような記述になっているのかを比較して、互いに理解を深めた。私は家庭科においては「経済生活」の章立ての中に、生徒たちみずからが「人生をつくる」というライフプランの視点に立ち、「私ごと」として主体的に生きるための重要な要素の一つとして 18 歳成人も位置づけられていることを理解した。また、家庭科ではライフプランのステージが 18 歳で一段階上がるイメージで紹介されていた。一方、公民科では、主として法律に関わる単元の中で、契約の意義や規則、消費者としての権利と責任について学ぶことから始まり、そのうえで成人を迎える「私ごと」として、それらの権利と義務を行使していくというアプローチの違いがあり、改めて両教科の連携の重要性を認識することができた。

未成年者取消権がなくなる 18 歳、19 歳の若者たちの被害の増加が懸念される悪質商法や詐欺、安易な意思決定によるトラブルも、家庭科では「消費者としての主体的な意思決定」によって防ぎうることとして、意思決定の重要性が説明されていた。実際に被害に遭わないためのロールプレイングや被害に遭った場合の消費者ホットライン（＃ 188）などの紹介もあり、「公共」で学ぶ 18 歳成人の内容を「私ごと」として強化するものだと感じた。生徒たちは「私ごと」としてとらえていくことで初めてその事柄を意識する。

また、参加者の経験から、18 歳成人によって、高校卒業を契機にして、ネグレクトや DV など不遇な環境にある子どもたちの自立を助けられるという積極的な側面にもっと光を当てていくべきなのではないかとの意見も出された。いうまでもなく、生徒が自立して部屋を借りるときの賃貸借契約やスマホの契約が 18 歳成人により、多くの生徒の場合は高校を終えた段階で可能になる。その視点でいえば、実際の賃貸借契約やスマホの契約の際の注意点や問題点をしっかり学校教育で具体的に伝えていくことが必要ではないかとの共通認識ができた。実際の授業の際には、家庭科の先生との連携を強く意識していきたいと、公民科の出席者一同考えた次第である。いくら制度やしくみが分かっていても、「私ごと」として意識しなければ本当の生きた学びにはならない。生徒が実際に契約する際にどのようなことが大切なのかを主体的に考えさせて、それに教員が適切にアドバイスできることが重要である。そのためには私たち教員が教科間連携をしっかりとりながら、教員も学び続けることが必須ともいえる。日々の教育活動に追われ、自分の授業のことで精いっぱいとなりがちなのが実際の教員の日常であるが、まずは、この文章を読んだ地歴公民科の先生方には、ぜひ『ChiReKo』にこんな記事があったと家庭科の先生に話しかけるところから始めてほしいと思う。すべては目の前の子どもたちの笑顔のためである。

5 弁護士を招いての遠隔配信授業

2022 年 10 月、配信センターでは、高校３年生を対象とした政治・経済の授業で弁護士を招いての外部講師連携授業を行った（ 写真２ ）。もちろん、生徒たちは遠隔地の教室にいるので、事前に「Google Classroom」で 18 歳成人に関わる疑問点を提出してもらい、弁護士にも確認したうえで授業を展開した。帝国書院の資料集『ライブ！ 2022　公共、現代社会を考える』（以下、『ライブ』）巻頭 17 ～ 18 の特設ページ「「18 歳成人」で私たちの生活はどう変わる？」にはよく整理された Q&A 方式での詳しい記述があり、さらに QR コードを読み込めば、監修の池上彰氏による説明動画を見ることができ、参考になる。

実際に私が担当する生徒たちから提出された主な疑問点は、以下のものであった。

《生徒から弁護士への質問》

- お酒やたばこは20歳以上なのになぜ成人は18歳になったのか。成人年齢を下げることによって、社会的にどのようなことが便利になったのか、面倒になったのか。
- 18歳成人になってクレジットカードを作れたり、家の契約ができたりしてほとんど自分でできることが増えたが、もし、裁判で訴えられるようなことがあったら、自分の責任になってしまうのか。
- 私たちのような年代が引っかかりやすい詐欺にどんなものがあるか、教えてほしい。

・学生などの若い人が被害を相談しに来ることはあるか。また、若い人の相談にはどのような内容が多いのか。
・18歳成人になって本当にメリットはあるのか。
・裁判員制度で選ばれる可能性が少ないけどあると聞いて怖い。選ばれたら辞退することはできないのか。
・この後も成人年齢が引き下げられることがあるのか。
・成人式はいつ行われることになるのか。

これらを読むと、多くの生徒たちは、さまざまな媒体からすでに18歳成人についての情報を得ていることが分かる。大きく分別すると、

《1　実際にどうなるのか、という実用的な疑問》
《2　なぜそうなったのか、という理由についての疑問》

が出された。なお、『ライブ』巻頭17～18の「Ⅰ 成人年齢、なぜ変わる？何が変わる？」および「Ⅱ ほかの制度への影響は？」も参考になる。

当日の授業の流れ

【導　入】
1 本日の目標の確認
2 弁護士の紹介
▼
【展　開】
3 生徒からの質問の確認
4 弁護士からの説明
5 質疑応答
▼
【まとめ】
6 ワークシート記入
7 感想の記入（「Google Classroom」活用）

【導　入】

導入の場面では、授業の目標として**「18歳成人を理解し、自分のこととして考えよう」**というテーマを設定した。最後に書いてもらうレポートはA・B・Cで自己評価することにした。また、**2 弁護士の紹介**では、可能な限り生徒に親近感をもってもらいやすいようにした。

【展　開】

4 弁護士からの説明

（1）なぜ欧米は18歳成人となったのか

①1960年の段階では、ロシアを除く欧米の多くの国は21歳成人だった。
②日本の江戸時代の元服は数え年15歳で、成人と見なされる年齢は欧米より若かった。
③約140年前、明治時代に成人年齢を決める段階では、当時の欧米よりも若い20歳と設定された。
④欧米が21歳だった理由の一つは、騎士が鎧を着て戦える体力が備わるのがそのくらいだったからともいわれている。
⑤1960～70年代に欧米で成人年齢が18歳に引き下げられたのは、ベトナム戦争に参加したアメリカの徴兵年齢が18歳だったことも影響している。

（2）日本で18歳成人になった理由

①国民投票法（2007年）の規定
②選挙権年齢の18歳への引き下げ以降（2016年）、欧米の18歳成人に合わせる動きが高まった。
③若者に社会への関心を高めてもらう。

（3）18歳成人で何ができるのか

①男女とも18歳での結婚（保護者の同意不要）
②スマホやクレジットカード、部屋を借りる際の契約
③パスポートの取得　など

（4）18歳成人で何を注意すべきか

①未成年者取消権の消失
②悪質商法
→『ライブ』p.85に「悪質商法」の詳しい説明があるので、参考になる。
③飲酒・喫煙・公営ギャンブルはこれまで通り20歳以上
④少年法では18歳・19歳は「特定少年」として18歳未満とは区別され、成人と同様に扱われる事件が拡大する。
⑤すべての国民が加入する国民年金の保険料の納付義務は20歳以上
⑥怪しいと思ったり、不安を感じたりしたら、弁護士会などの無料相談を活用してほしい。
→事前に電話番号を登録しておくなどして、必ず相談してみてほしい。無料相談の窓口がある場合が多い。
→具体的に地域の弁護士会の連絡先や法テラスの相談窓口を教えていただいた。

（5）その他

①成人式の時期については、地方自治体ごとに異なっているので、自分の自治体に確認する必要があること（該当校の自治体では20歳だった）。

5 質疑応答

Q1：若い人からの相談では何歳の人を担当したことがあるか？
A「16歳ぐらいの人を担当したことがある」
Q2：短い裁判はどのくらいで終わるのか？
A「相手が法廷に現れず、そのまま1日で結審する場合もある」

Q3：悪徳商法に引っかからないためには何が大切か？

A「18 歳成人に限らず、社会人でもお年寄りでも引っかかる人がいる。必ず相談する人や窓口をふだんからもっておくことが大切」

Q4：最近の相談で多いものは？

A「インターネットを使った商品購入について。初回だけ安いが後で高額なものを何回か購入しなくてはならないようなケース。規約に書かれていても、不適切な場合も多いので、諦めずに相談してみること」

【まとめ】

7 感想の記入

- 18歳成人になってのメリット、デメリット、弁護士の仕事についてなどさまざまなことを先生から聞けてとてもためになりました！
- 細かいことまでたくさん答えていただいたし、本当にいい機会をいただきました。もし一人で抱えるような悩みがあったら、窓口に相談する機会があるかもしれないです。
- 18歳成人になった理由もよく分かったし、いろいろな質問にも答えてくれてとてもためになった授業だと思いました。
- 分かりやすく、詳しく裁判や弁護について教えてくれたので学べました。質問にも丁寧に答えてくれたのでよかったです。
- 裁判や18歳成人について多くのことを学べたと思いました。自分たちは今年で成人する年になるので、責任感の重さや重要性をもっと多く学ばないといけないなと思いました。
- 弁護士に相談するのは最終手段だというイメージがあったのですが、もっと気軽に相談できるんだと感じ、安心しました。また、18歳成人になると、自分で決められる。やはり、責任を持たなければいけないという意識を持つようになりました。
- 困ったことが起こったときに、弁護士の方に相談するということが、勇気のいることだと思っていましたが、気軽に相談できるんだと感じられて、相談しやすいことだと思いました。これから気をつけるべきことをよく考えて過ごそうと思いました。
- 政治や裁判、18歳成人のことも詳しく聞けてよかったです。メリットや賃貸の契約のことなどすごく詳しく教えていただいていろいろ学べたなと思います。裁判にビビっちゃっている部分があったので裁判はビビらなくていいと聞いて安心しました。

この授業のまとめとして、私からは、自分の決断でできることが増えたのだから 18 歳成人を前向きにとらえ、責任も重いけれども、成人としての権利を積極的に活用できるようにしていこうと伝えた。結局、制度も法律もすべては私たちがよりよい人生を生きるための道具にすぎないと考えている。もし都合が悪いものがあれば、主権者として変えていけばいい。そのためにはやはり、学び続けることが大切であり、学ぶことの最大の目的は、自分の人生をよりよくするためであるということを、私は常々生徒に伝えている。

写真２ 弁護士の先生による遠隔配信授業（筆者撮影）

生徒の感想を読み、困ったときに弁護士に相談することのハードルが下がった、一人で問題を抱えなくてもいい、という気持ちになってくれたのは非常にうれしく、この授業をやってよかったと思えた。弁護士会なり消費生活センターなり、心配なことは遠慮なく専門家に相談する姿勢を身につけてほしいと考えている。

6 授業を終えて

子どもたちは何のために 18 歳成人について学ぶのか？それは子どもたちが将来、幸せな人生を送るために必要なことだからにほかならない。成人になると、民法上は一人の独立した大人としての義務と責任が求められ、主権者として政治や社会に関わる重みが増すことを理解してほしいからである。今回は弁護士の協力と家庭科を意識した取り組みによって、生徒たちが 18 歳成人がみずからの「私ごと」の問題であり、権利を積極的に活用することも、そして注意しなければならないことについても理解を深めたと思う。生徒たちが上級の学校に進学しても、就職をする場合でも、特定の場合を除いて「成人」をしっかりと学ぶ機会は多くはない。高校での学びが最後となる者も多いことを想定すると、やはり「私ごと」としてどこまで意識できたか、公民科と家庭科との連携で深く生徒たちの心に刻むことができればと強く願う。

「公共」は「社会に開かれた教育課程」でもその中核をなすことが期待されているが、地域の人材や外部講師に積極的に協力してもらうことが、その大きな力となる。子どもたちの明るい未来をつくる学びを日本の社会全体で支えていくことが、そして、教壇に立つ教員が誰よりも希望を語ることが、今の社会にとって必要不可欠なことだと感じている。